

務	00	01	1年
(令和9年3月末まで保存)			

交 企 2 1 1 号
(交 規 、 交 指 、 運 免)
令 和 7 年 8 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和7年秋の全国交通安全運動の実施について

県警察では、交通死亡事故抑止に向けた各種活動を推進中であるが、本年7月末現在の交通事故発生状況は、死者数は減少しているものの、発生件数及び負傷者数は増加しており、予断を許さない状況にある。

例年9月以降は、日没時間の早まりとともに、薄暮及び夜間における交通死亡事故が多発する傾向にあることから、交通死亡事故の抑止に向けた効果的な施策を推進していかなければならない。

このような情勢の中、見出しの運動が実施されるので、各所属にあつては、交通事故抑止に向けた実効ある対策を推進されたい。

記

1 実施期間

令和7年9月21日（日）から同月30日（火）までの10日間

※交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（火）

2 運動重点

- (1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- (2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

3 推進事項

- (1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
ア 歩行者が被害に遭った交通事故の中には、横断歩道外や車両等の直前直後の横断等の法令違反や夜間の路上横臥が認められるため、道路を横断するときは横断歩道を渡ること、信号に従うこと、飲酒により道路で寝そべるなどの行為をしないことといった基本的な交通ルールの遵守や歩きスマホの危険性についての指導啓発を推

進すること。

また、自らの安全を守るための交通行動として、歩行者が運転者に対して横断する意思を伝える「ハンド&サンクス～「渡る合図」と「ありがとう」～」による広報啓発を推進すること。

特に、高齢歩行者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化に応じた適切な交通行動を促す交通安全教育を推進すること。

イ 飛び出しが多いなどの歩行中の幼児・児童の交通事故の特徴等を踏まえ、保護者や教育関係者に対する交通安全教育の機会を積極的に設け、保護者等が日常生活や教育現場において、正しい横断方法や自らの安全を守るための交通行動等について繰り返し幼児・児童に指導することの重要性について周知を図ること。

ウ 全ての年齢層を対象に反射材用品、LEDライト、明るい目立つ衣服等の視認効果等について周知を図るとともに、自発的な着用を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。

エ 地域の実情や歩行者が関係する交通事故の実態を踏まえ、街頭における交通安全指導や保護・誘導活動を行うこと。

特に、通学時間帯等における幼児・児童等の保護活動を強化するとともに、夕暮れ時間帯等における歩行者の保護活動を推進すること。

オ 道路管理者と連携しながら、「ゾーン30プラス」の整備を推進し、スムーズ横断歩道等の物理的デバイスの設置効果等について積極的に広報するなど、生活道路対策の更なる推進を図ること。

カ 小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの施設の所管行政機関及び道路管理者、地方公共団体、地域住民等と一体となった通学路等の交通安全総点検を実施するなどした上で、歩車分離式信号、横断歩道等の交通安全施設等の整備や維持管理を推進すること。

キ 道路管理者、地域住民等と連携しながら、こどもをはじめとする歩行者の通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に資する取組を推進すること。

(2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

ア 自動車運転中の携帯電話使用等による死亡・重傷事故は、重点的に取り組むべき課題であることを改めて認識し、ながらスマホの危険性や交通事故実態等に関する広報啓発を推進するとともに、交通事故実態の分析等に基づき、効果的な交通指導取締りを推進すること。

また、企業・団体や学校等に対しては、ながらスマホの危険性を十分理解させる効果的な交通安全教育を徹底すること。

イ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、飲酒運転の危険性や交通事故実態等に関する積極的な広報啓発のほか、飲酒体験ゴーグル等を活用した参加・体験型の交通安全教育等の効果的な取組を一層推進するとともに、交通安全関係団体や酒類提供飲食業等の関係業界と連携して、地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を強化すること。

また、飲酒運転の実態について、調査・分析を行った上で、飲酒取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、関連情報の組織的な活用を図り、飲酒運転根絶に向けて周辺三罪も含めた効果的な取締りを推進すること。

ウ 主要な観光路線においては、交通指導取締りを強化し、速度の抑制や飲酒運転の根絶を図ること。

エ 安全運転管理者の選任義務について、関係機関・団体と連携して広く周知し、履行の徹底を図ること。

また、安全運転管理者には、その管理下の運転者に対する交通安全教育や、運転者の運転前後にアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認するなどの安全運転管理業務を行う義務が課せられていることから、これらが確実に履行されるよう事業者への指導を徹底すること。

オ 妨害運転の危険性や罰則のほか、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の重要性、妨害運転を受けるなどした場合の対応要領、ドライブレコーダーの有効性についての広報啓発を推進するとともに、車間距離不保持等の重大な交通事故につながり得る交通違反に対する交通指導取締りを強化すること。

カ 日没時間が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時間帯等における交通事故が増加すること、夜間は、昼間と比較して歩行者が横断中に死亡する事故が多いことなどの特徴についての交通安全教育等を強化すること。

あわせて自動車等の前照灯の早めの点灯、対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用等、上向き・下向きのこまめな切替えについての広報啓発を推進すること。

キ 横断歩道等に歩行者等がいなかったことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止可能な速度で進行する義務があることや、横断歩道等における歩行者等優先義務等について指導を徹底すること。

あわせて、横断歩道等に向かっている歩行者等の横断の意思が明確でない場合であっても、横断歩道等の直前で一時停止し、横断の意思の有無を確認してから進行するよう指導するなど、歩行者等保護意識の徹底を図ること。

ク 歩行者が関係する交通事故の発生時間帯・発生場所を重点に、歩行者の保護に資する交通指導取締りを推進するほか、可搬式速度違反自動取締装置を活用した取締りを実施するなど、生活道路等における交通指導取締りを強化すること。

ケ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用、幼児へのチャイルドシートの適正な使用の徹底及び体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもへのチャイルドシートの使用を促す広報啓発を推進すること。

また、行楽地等における運転者等への啓発やシートベルトの着用効果を体験できる装置等を活用した被害軽減効果を実感できる交通安全教育等を推進するほか、高速乗合バスや貸切バス等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係機関、事業者等と連携した取組を強化すること。

コ 高齢運転者に対しては、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を高

齢運転者自らが理解し、安全な交通行動を実践できるよう、関係機関・団体等と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。

また、高齢運転者やその家族に対しては、安全運転相談窓口、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者への各種支援施策の広報啓発を推進すること。

加えて、アクセルとブレーキの踏み間違いに起因する交通事故の実態を踏まえ、安全運転サポート車の普及啓発及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発を推進すること。

サ 高速道路における逆走事案については、高齢運転者が関与する割合が高いとされており、高齢運転者本人はもとより、その家族に対しても高速道路における逆走行為は、重大事故に直結しかねない危険な行為であることについての広報啓発を推進すること。

シ 二輪車運転者の被害軽減を図るため、顎紐を緩みがないようしっかり締めるなどヘルメットを正しく着用することの重要性やプロテクターの着用効果についての広報啓発を推進するほか、若年層のみならず、中高年、フードデリバリー事業者等に対する交通安全教育等、交通事故実態を踏まえた交通安全対策を推進すること。

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

ア 令和8年4月1日から自転車にも交通反則通告制度が適用されることとなることを踏まえ、自転車安全利用五則を活用するなどして、対象に応じた交通安全教育や広報啓発を実施し、自転車利用時の基本的な交通ルール等の周知を図ること。

特に、自転車は「車両」であり、車道通行が原則であることや左側を通行することのほか、歩道は歩行者優先であり、歩道通行時は車道寄りを徐行することや歩行者の通行を妨げることとなる場合の一時停止義務等について指導を徹底すること。

イ 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正道路交通法」という。）により、令和6年11月1日から施行されたながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設に関する広報啓発を推進するほか、自転車指導啓発重点地区・路線及び自転車利用者が多い区域を中心に、違反者自らが危険性や交通ルールを遵守することの重要性について理解できるよう、実効性のある指導警告を行うとともに、信号無視や指定場所一時不停止等の交通事故の原因となる違反行為や悪質・危険性が高い違反行為に対しては、交通切符等を活用した検挙措置を講ずること。

ウ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対して交通事故発生状況等に関する情報を提供するとともに、実技を含む交通安全教室の開催等の交通安全対策を実施するよう働き掛けること。

また、街頭における自転車配達員に対する指導啓発や飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け促進等の諸対策を推進すること。

エ 全ての自転車利用者に対してヘルメット着用の努力義務が課されていることを踏まえ、その着用を促進するために自転車利用時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について広報啓発を行うこと。

なお、広報啓発に当たっては、「#チャリメット（チャリに乗るならヘルメット）」のキャッチフレーズを活用すること。

オ 夕暮れ時間帯等における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けを促進すること。

カ 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際の安全利用に係る広報啓発等を推進すること。

キ 具体的な交通事故事例を示し、損害賠償責任保険等の加入の必要性について周知するとともに、関係団体と連携し、自転車の点検整備の重要性と実施要領について周知を図ること。

ク 特定小型原動機付自転車に係る交通ルール等の周知及び遵守並びにヘルメットの着用促進を図るため、青森県警察公式SNS等の各種媒体を活用した効果的な情報発信のほか、関係機関・団体等と連携した交通ルールやヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発等を推進すること。

ケ 特定小型原動機付自転車の販売事業者等に対し、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく、特定小型原動機付自転車の利用者等に対する基本的な交通ルールの周知や、ヘルメット着用の促進等の安全対策を的確に実施するよう働き掛けを強化すること。

特に、現在の特定小型原動機付自転車に関連する交通事故や交通違反の状況を踏まえ、対歩行者事故防止に重点を置いた交差点、横断歩道等における安全確認の徹底や、信号機や一時停止等の標識の遵守等の利用者への交通ルールの周知、夜間のポートの利用停止といった実効的な飲酒運転対策を講ずることや、特定小型原動機付自転車の運転者のヘルメット着用率が著しく低いことを踏まえたヘルメット着用の促進に重点を置いた取組を推進するよう指導助言を行うこと。

コ 特定小型原動機付自転車の販売事業者等は、購入者等に対し、交通安全教育を行うこととされていることから、必要に応じて交通違反や交通事故の発生状況等に関する情報を提供するとともに、ガイドラインに基づき、事業者による交通安全教育が適切に行われるよう指導助言を行うこと。

サ 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反行為のほか、通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反行為に重点を置き、管内の交通実態を分析した上で、交通事故抑止に資する取締りを推進すること。

シ 令和6年11月1日に施行された改正道路交通法により、ペダル付き電動バイクをペダルのみを用いて走行させる行為が自動車又は原動機付自転車の運転に該当することが明確化されたことを踏まえ、ペダル付き電動バイクの無免許運転等の悪質・危険な交通違反の取締りを徹底すること。

また、販売事業者やフードデリバリー事業者に対し、「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」に従い、購入者や配達員の運

転免許の確認、保安基準に適合した車体の使用・販売の徹底等の安全対策を的確に実施するよう指導助言を行うこと。

4 推進上の留意事項

(1) 殉職・受傷事故の防止

交通街頭活動に従事する全ての警察職員に対し、殉職・受傷事故防止の教養を行い、その絶無に努めること。

また、関係機関・団体及び交通ボランティアと共同による街頭活動の実施に際しても、安全な活動場所を選定するなど受傷事故防止対策に万全を期すこと。

(2) 隣接警察署等との連携強化

各種街頭活動の実施に当たっては、交通事故の発生状況、道路環境等に鑑み、隣接警察署等との連携を強化し、従来の枠組みにとらわれない柔軟な取組を推進するなど、警察の総合力を発揮した活動に配慮すること。

(3) 関係機関・団体との連携強化

自治体、交通ボランティア等との連携した街頭広報活動、教育機関に対する自転車ルール周知やヘルメット着用促進に向けた働き掛け、道路管理者と連携した交通事故抑止対策など、関係機関・団体と連携した取組の推進を図ること。

(4) SNS等を活用した広報啓発活動の推進

広報啓発については、ポスター、チラシ等の従来からの広報媒体に加え、デジタルサイネージ、青森県警察公式SNS等を活用した情報発信など効果的な広報啓発活動を推進すること。

本件担当：交通企画課
交通安全対策係